

- 5 社会教育主事の待遇，研修を改善し，また，人口1万未満の町村の設置猶予規定を削除すること。
 - 6 市町村スポーツ振興審議会設置経費を地方交付税に積算すること。
 - 7 体育指導委員の待遇改善をすること。
 - 8 市町村に体育主事を設置すること。
- なお，これらについては，法改正，地方交付税への積算，ならびに国庫補助対象とすること等の内容も含んでいる。

○教育委員会制度改善の研究，調査

38年11月中旬，全国都道府県教育長協議会から本県教委に対して，研究課題「教育委員会 制度の改善について」の研究附託がなされた。この課題の骨子となるものは市町村教育委員会の充実ということにあるので，11月以降，次の調査を行ない研究の基礎資料を得ようと図った。

- 1 各市町村教委運営上の問題点の調査
12月下旬までに各出張所を通じての意見調査を行ない，問題点を整理した。
 - 2 各市町村教育委員会事務処理実態調査
2月上旬に各市町村教委に対して事務処理実態調査を行なった。この調査によって，その職務権限の執行状態を把握し，改善方策樹立の資料を得ることを図った。
- なお，これらを基礎にして39年度においても研究を進めることとなっている。

○県地方課に対する要望および連係

市町村行財政の指導を担当している 県地方課 に対して，次のような要望および連係を図り，市町村教委の運営についての改善を進めようとした。

- 1 昭和39年度市町村予算編成指導における要望事項
38年6月に各市町村教委より要望事項を聴取して次の項目にまとめ，38年12月12日に県地方課に提出し，39年1月6日に回答を得て，1月中旬に各市町村教委に配布した。
- (1) 市町村教育予算の適正化
 - (2) 事務局職員の増員
 - (3) 委員報酬の引き上げ
 - (4) 教育長給付の引き上げ
 - (5) 社会教育主事の設置
 - (6) 社会教育主事給料の引き上げ
 - (7) 事務補助員，用務員および給食従事員の身分の改善ならびに増員
 - (8) 右職員給料の引き上げ
 - (9) 小・中学校教材用消耗品費，設備費および図書費の増額
 - (10) 専任常勤公民館長の必置
 - (11) 社会教育関係事業費の増額

- 2 市町村教育委員会関係職員研修会講師の招へい
38年10月17日より11月8日までに行なわれた右研修会に講師として次の各氏を招へいた。
- 県地方課 行政係長 中野 清 雄氏
" 主査 船尾 允 也氏
演題 「財務会計制度の改正について」

- 3 昭和39年度市町村予算編成指針への掲載
市町村予算編成指導についての正式の文書が右の指針であり，これによって県地方課が指導をしている次第である。

県教委としては，前記1にのべた要望事項を提出したが，その回答の大部分が同指針に掲載され，県地方課の指導するところとなった。

- (1) 教育費を合理的に編成すること。
- (2) 長の予算案作成に当たっての教育委員会の意見聴取
- (3) 事務局職員は可能な限り配置すること。なお，他の部局の事務量と比較して適正配置とすること。
- (4) 委員および教育長給与の著しく低額の場合は，適正を期すること。
- (5) 勤勉手当は，教育長については，条例措置があれば支給できる。
- (6) 教材費等は国庫負担基準により計上すること。
- (7) 社会教育主事を必置すること。(人口1万以上の町村の場合)
- (8) 公民館主事を極力設置すること。
- (9) その他

- 4 「市町村財務規則準則」および「昭和39年度市町村予算編成指針」の頒布

地方自治法の一部改正により，財務会計制度が大きくかわったので，それにより 県地方課 においては，「市町村財務規則準則」を作成した。これを資料として各市町村では財務規則を作ることとなるが，教育委員会としては，できるだけ事務執行の円滑を図るために，資料として頒布したものであるから，よく検討することが必要と思われる。

また，昭和39年度市町村予算編成指針は，地方自治法の改正に基づき，予算科目が大きくかわったが，その解説が掲載されているうえ，明年度の教育費予算計上の観点からのせられているので，検討するうえに必要な資料と思われるので頒布した次第である。

- 5 国立教育会館寄附金について，各市町村の協力方，指導されるよう要望した。

○市長会，町村会等に対する要望，連係

市長会および町村会は，県下市町村の行財政について連絡調整を図っているもので，これに対する連係，要望は欠くことのできないものである。

- 1 市町村教育委員会連絡協議会(地方協議会を含む)負担金については，昨年同様，申請書を市長会および町村会に提出したが，遺憾ながら，昭和37年度の予算